

議長局長補佐係



請願第2号

令和2年9月4日



## 種苗法改正案の慎重な審議を求める請願書

紹介議員

之瀬幹夫



紹介議員

上鳥和志



請願者代表

住 所 鹿追町新町4丁目51 JA鹿追町2階

氏 名 鹿追町農民団体連絡協議会

会長 鈴木 太



鹿追町議会

議長 吉田 稔 様

## 【請願の理由】

主要農作物種子法が2018年4月に廃止され、国民の主要食糧である米や麦などの種子の安定供給への不安感が払しょくされない中で、本年の通常国会に多くの懸念事項が内包する「種苗法の一部改正案」が提出されました。

種苗法の改正は、北海道の農業生産にも大きく係る案件として捉えており、近年、問題となっているわが国の優良品種の海外流出を法的に規制することは極めて重要であります。その一方で、品種開発者の育成者権利を高め、自家増殖を許諾制へと見直すことにより、農業者の権利(自家増殖)が弱められ新たな費用負担が生じるなどの課題が山積しております。また、外資系種子会社を通じた海外流出への不安も懸念されています。

こうした中で、種苗法改正案は通常国会において十分な審議時間が確保できずに、今秋開会予定の臨時国会での継続審議となりました。

このため、種苗法の改正にあたっては、廃止になった主要農作物種子法での役割を再考し、優良種子の安定確保・安価供給の継続に向けた公的機関における農産物種子の研究・開発の維持と地方財政措置の位置づけを強化することが必要不可欠であります。

また、試験場など公的機関が有する種苗の知見の提供などが、民間企業による独占的な種子開発を招き、利益優先による種子代の高騰などにも発展しかねません。

については、種苗法改正案の審議にあたって、国民の意見を幅広く聴取し、十分に時間を掛けて丁寧な議論を行い、農業者が将来にわたり安心して作付できるよう、慎重な取り扱いをされますよう下記のとおり請願いたします。

### 記

1. 今回の改正案では、すべての登録品種の自家増殖が許諾制となるため、企業への主要種子の独占や許諾による事務作業の煩雑化、費用の増加などが見込まれることから、農業者が安心して作付けできる環境を整えること。
2. 主要農作物種子法において機能していた、都道府県における地域の特色を生かした種子の研究・開発などを、今まで通り国などの公的機関が責任を持って進めるよう、従来行っている地方財政措置を改正法案に盛り込むこと。
3. 外資系企業における地域ブランドなど優良な国産農産物の種子の海外流出を防止するための万全な対策、制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上

議会決議後の要望意見書の提出先

① 内閣総理大臣 安倍晋三様  
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-3-1

② 財務大臣 麻生太郎様  
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

③ 農林水産大臣 江藤拓様  
〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

※ 採択された（写）を地元選出国會議員へ送付

① 衆議院議員 石川香織様  
〒100-8982 東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第2議員会館512号